

こだま Q&A 

## Q63

平成28年度の診療報酬改定において、国際標準検査管理加算40点が新設されています。医師会検査センターがISOの基準に準拠しているとすれば、検査を委託している医療機関でも検査管理加算を取得することはできますか。

## A63

検査管理加算が取得できる条件は以下のとおりです。

- (1) 臨床検査室のある施設であること
- (2) 臨床検査室は、検体管理加算（Ⅱ）、検体管理加算（Ⅲ）、検体管理加算（Ⅳ）のいずれかを届出済みの施設であること
- (3) 臨床検査室がISO15189を取得している施設であること

この条件を満たす施設は、広島市内では広島大学病院のみとなります。

現在、当検査センターはISO15189を取得していません。仮に、ISO15189を取得していた場合においても、今回の検査管理加算はあくまで病院検査室が対象であり、登録衛生検査所は対象外となります。

〔補足〕

当検査センターは国際標準規格に準じた『医療関連サービスマーク』取得に向けて準備しているところです。これまで以上に品質保証体制の強化を目指してまいります。

お問合せ：☎代表 0120-14-7191(フリーダイヤル) / 082-247-7191(ダイヤルイン)

  
きやつちボール

今回、冒頭（p2）で日本医師会、日臨技、広島県医師会サーベイの精度管理調査報告をさせていただきました。検査精度はご利用になられる先生方に安心・信頼して、臨床検査センターの検査結果を診療に活かしていただくための基本となるものであり、精度が良いことは当たり前でなければならぬと考えております。

これからも検査精度の維持向上を図りつつ、その上で最新の学術情報の提供や出前勉強会など、臨床に役立つ付加価値サービスの充実を図っていきたくと考えております。今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

亀石 猛（検査科技師長）

広報委員

谷敷 圭美 / 亀石 猛 / 熊川 良則 / 田中 洋子 / 初岡 博 / 高磨 潤